

広報

ふじさき

みんなで築く 希望に満ち、
活力があふれるまち ふじさき



チームワークで除排雪ボランティア!

藤崎桜城リトルシニア 除排雪ボランティア

2021

2

No.191



新型コロナウイルスの感染拡大防止のために

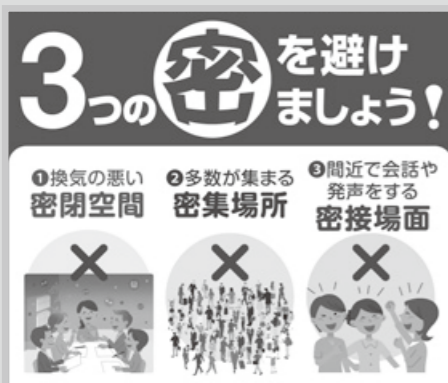
町民の皆さんへ

弘前保健所管内において、新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いています。町民の皆さんは既に十分な感染防止対策に取り組んでいただいていることと思いますが、これまで以上に健康管理と感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

◆健康管理と感染予防を徹底しましょう

冬季は気温が低くなり空気が乾燥することから、インフルエンザ等の感染症が流行しやすくなるため、日々の健康管理と感染予防の徹底をお願いします。

- 手洗い ○うがい ○マスクの着用
- 3密の回避 ○毎日の健康チェック など



◆緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来は控えましょう

◆感染症患者が多数発生している地域への移動は慎重にしましょう

- 移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断を
- 移動先の自治体を実施する措置に従って慎重な行動を

◆新型コロナウイルス感染が疑われる人がいる場合は、家庭内での感染に注意しましょう

◆感染症患者等に対する偏見・誹謗中傷はやめましょう

☆発熱等の症状がある場合の受診方法

- かかりつけ医がいる方⇒かかりつけ医へ電話相談
- かかりつけ医がない方、相談先がわからない方⇒県コールセンター(新型コロナウイルス感染症コールセンター) ☎0120-123-801(フリーダイヤル) 24時間受付 ※土・日・祝日含む
- 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりのある方⇒弘前保健所 ☎33-8521

■お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197

青森県交通災害共済「1日1円」に加入しましょう

「1日1円」でおなじみの青森県交通災害共済は、交通事故による被災者を救済するためにつくられた制度で、日本全国どこで起きた交通事故でも、ケガの程度に応じて見舞金等をお支払いします。

令和3年度の共済期間が始まる4月1日前の予約加入受付期間は、2月1日(月)から3月31日(水)までです。

また、予約加入受付期間が過ぎても随時受付しておりますが、共済期間は加入した日時から同年度内の3月31日までとなりますので、ご注意ください。

なお、加入票は町内会より各家庭へ配布されますので、加入を希望する方は必要事項を記入の上、会費を添えて各町内会へお申し込みください。

※町内会での受付期間終了後は、総務課防災係又は常盤出張所へお申し込みください。(土、日、祝日を除く。) もしもの交通災害に備え、ご家族全員での加入をおすすめします。

◆共済期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

◆会費 350円(1人)

◆対象となる交通事故 自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故

◆見舞金等	死亡した場合(1等級)	…	100万円
	特定の障害を負った場合(2等級)	…	50万円
	1か月以上の治療を要する場合(3等級)	…	7万円
	1か月未満の治療を要する場合(4等級)	…	3万円
	交通事故証明書が発行されない場合(特例)	…	1万円

※町内の保育所(園)、小・中学校の児童、生徒は、通っている保育所(園)、学校で加入の申込みをしてください。(保育所(園)、小・中学校からの申し込みの場合、会費が300円(1人)となります。)

■お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

12/18

長年のご協力ありがとうございます

場所：役場応接室



統計農林水産大臣表彰を受章した小笠原 タイさん(みつや)、県統計協会会長表彰を受章した工藤 春男さん(俵舂)への伝達式が行われました。

小笠原さんは5年ごとに実施される農林業センサスの調査員として平成12年から5回従事、工藤

さんは農林業センサスのほか、工業統計調査や労働力調査など、5年間で12回の統計調査に従事し、今回の受章となりました。

小笠原さんは「調査員を始めたのは、地域の人の推薦がきっかけだった。受章の知らせを聞いたときは大変驚いた。今後も若々しい気持ちで頑張りたい」と話し、工藤さんは「皆が調査に喜んで協力してくれるわけではないのが難しいところだと思うが、今後も熱意を持って続け、町へ貢献したい」と話していました。

町長は「統計調査により重要な施策が行えるのは2人をはじめとする調査員の皆さんのおかげであり、長年の尽力に心から感謝している。今後もよろしくをお願いします。」と話していました。

1/8

道路環境の整備に貢献

場所：役場応接室



野呂 與志勝さん(葛野)が、日本善行会の特別善行表彰善行銀章受章を町長に報告しました。36年にわたる地区の除排雪ボランティアを行った功績を称えられての受章となりました。野呂さんは「自分でできることはやってあげたいという思いでやってきた。今後も体力の続く限り続け、地域を明るくしたい」と話していました。

12/12

点描曼荼羅アート体験

場所：町文化センター



町地域おこし協力隊の井上 一幸さんを講師に、町公民館講座「点描曼荼羅アート講座」が行われました。曼荼羅模様ペンで点を打って色を付けていくアートに、参加者たちは黙々と作業し、個性豊かな点描曼荼羅を描いていました。

12/22

明るい街づくりのために

場所：役場応接室



東北電力ネットワーク株式会社弘前電力センター(所長 松嶋 邦治)と株式会社ユアテック弘前営業所(所長 三浦 博文)より、「明るい街づくり」の一助となるようにと街路灯10基が寄附されました。寄附された街路灯は、地域の防犯のため町内各所に設置されます。

福祉バスが新しくなりました！



町のキャラクター「ふじ丸くん」と「ジャン坊くん」が描かれた、新しい福祉バスが納車されました。福祉バスは、町の委託で町社会福祉協議会が運行しています。

審議された議案の案件及び内容

- 発議**
 - 西十和田トンネル(仮称)の早期建設を求める意見書案
 - 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案
- 諮問**
 - 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件(諮問第1号～第2号)
- 議案**
 - 地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例案
 - 藤崎町議会議員及び藤崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
 - 藤崎町印鑑条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町税条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
 - 藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
 - スポーツプラザ藤崎等の指定管理者の指定の件
 - 藤崎町文化センター等の指定管理者の指定の件
 - 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について
 - 令和2年度藤崎町一般会計補正予算(第7回)案
 - 令和2年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)案
 - 令和2年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)案
 - 令和2年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)案
 - 令和2年度藤崎町水道事業会計補正予算(第3回)案
 - 令和2年度藤崎町下水道事業会計補正予算(第3回)案

- 令和2年12月4日から10日まで、令和2年第4回藤崎町議会定例会が開かれ、発議2件、諮問2件、議案18件について審議され、原案通り可決、適任と認め、閉会しました。
- 補正予算
- 一般会計**
 - 新型コロナウイルス感染症対策事業やふるさと納税、各施設の維持管理・解体事業等への対応を中心に、歳入歳出とも3億841万7千円を追加しました。
 - 特別会計**
 - 国民健康保険(事業勘定)特別会計
 - 歳入歳出とも 12万4千円追加
 - 後期高齢者医療特別会計
 - 歳入歳出とも 382万6千円追加
 - 介護保険(事業勘定)特別会計
 - 歳入歳出とも 2673万円追加
 - 公営企業会計**
 - 水道事業会計
 - 収益的支出
 - 変更なし(修繕料の減額を予備費で調整)
 - 資本的収支 124万9千円追加
 - 下水道事業会計
 - 収益的支出
 - 収入支出とも 141万4千円追加

令和2年第4回 議会定例会

会期 12月4日～10日の7日間

新型コロナウイルス感染症対策事業

町内事業者向け支援のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている町内事業者に対し、次の支援を行っています。

藤崎町中小事業者経済対策支援金事業

- ◆**支援内容** 町内の商工業等中小事業者(飲食業者除く)に対し、事業継続のための経済対策支援金を支給します。
- ◆**給付額** 法人20万円 個人事業者10万円(1回限り)
- ◆**対象事業者** 次の要件全てに該当する事業者
 - 令和2年1月31日までに町内で開業、事業所を有し、営業実態がある中小事業者であること
 - 支援金受領後も事業活動を継続する意思があること
 - 原則として令和2年2月以降のいずれかの売上高が、前年同月比で30%以上減少していること
- ◆**申請期限** 3月1日(月) ※申請期限に間に合わない特段の事情がある方は問合せ先へご相談ください。

藤崎町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金事業

- ◆**支援内容** 町内の事業者に対し、国による持続化給付金の給付を受けて、なお不足する額に対して上乘せして、事業の維持・継続のための給付金を給付します。
 - ◆**給付額** 国給付金で算定した収入減少分から国給付金の額を差し引いた額
 - ※法人等20万円、個人事業者等10万円を上限とします。
 - (例)法人の場合 収入減少分150万円－国給付額150万円…町給付額0円
収入減少分250万円－国給付額200万円…町給付額20万円(上限)
 - 個人の場合 収入減少分 60万円－国給付額 60万円…町給付額0円
収入減少分105万円－国給付額100万円…町給付額5万円
 - ◆**対象事業者** 次の要件全てに該当する事業者
 - 町内に事業所を有し、営業実態がある事業者
 - 国給付金の給付を受けた事業者
 - ◆**申請期限** 3月1日(月) ※申請期限に間に合わない特段の事情がある方は問合せ先へご相談ください。
- お問合せ** 経営戦略課企画調整係 ☎88-8258

地元だから安心!! 塗り替えは第二のマイホームづくりです。



旭硝子 フッ素塗装(最高級塗料)登録施工店 認定番号 G0102015
光触媒 その他にも各種仕上材 お気軽にご相談ください。

藤崎町大字西豊田三丁目2-4
TEL 75-5101 FAX 75-5102
代表取締役 木村 悦穂

1級技能士 2名
2級技能士 2名
2級建築施工技師 2名

広報ふじさき有料広告

一般質問

五十嵐 忍議員

防災について

問 ①2008年から全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられたが、町内における設置率はどのくらいか。設置率を上げるためにどのような取組をしているか。②自動体外式除細動器(AED)の配置は、適正かつ計画的になされているか。また、AEDの設置場所を周知しているか。

答 ①住宅用火災警報器の設置は義務化となつていますが、弘前消防本部では、管内全体で600世帯を調査し、設置率は67・2%、当町では40世帯の調査で、設置率は57・5%となっています。設置率向上の取組は、町広報紙や消防団員による周知活動が主な取組となっています。住宅用火災警報器の設置は、火災による死傷者の発生防止や損害の軽減に効果があることから、今後も弘前消防本部と連携した周知活動をはじめ、

町消防団や町内会等の関係団体と連携した普及活動により設置率の向上に努めていきたいと考えています。②自動体外式除細動器(AED)の配置については、町の公共施設においては、より効果的・効率的に活用できるような適正に設置してあります。また、AEDの設置場所については、弘前地区消防事務組合のホームページで管内市町村ごとに、民間施設も含めた設置場所の一覧表を掲載し、周知しています。

子育てについて

問 ①2016年から中学生までの医療費を所得制限なしの無料化としたが、それに伴う医療費の推移を示せ。②子ども医療費無料化を持続可能にするために、対象者にジェネリック薬の利用を要請する考えはないか。③コロナ禍において特に生活が困窮しているひとり親世帯への支援はどのようなものか。

答 ①子ども医療費については、2016年6月より所得制限を撤廃し、中学

生までを対象とした無償化制度を実施しています。医療費の推移は、平成28年度が4700万円、平成29年度が4900万円、平成30年度が5100万円、令和元年度が5400万円となっております。支給件数及び給付額とも右肩上がりです。

②町では国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証発行時にジェネリック医薬品の希望意思表示カードを同封したり、ジェネリック医薬品利用差額通知(年2回)を送付し、その使用啓発を図っています。しかし、全ての医薬品にジェネリック医薬品が製造・販売されていないことや、発育途中の子どもたちに対する繊細な対応が必要なことから、一律の要請ではなく、症状や治療内容に合わせ、かかりつけ医や薬剤師と十分に相談し選択することが肝要であると考えます。

③町では、県が実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の事務委任を受け、受給手続を行っています。支給対象者は、令和2年6

町の少子化対策について

問 ①若者移住すまいづくり補助事業の、今年度の実績について。②婚活支援事業の今年度の実績について。③来年度、国の少子化対策である結婚新生活支援事業が新しくなるが、これを機に町で活用する計画はあるか。

答 ①利用実績としては、令和元年度までに64世帯が移住しています。

また、令和2年度からは中古住宅購入者も対象とする制度拡充を行っており、11月末現在で12件のうち1件が中古住宅購入者となっています。

②男女の多様な出会いの創出・成婚の促進及び人口増加の取組として、弘前圏域定住自立圏構成市町村による婚活支援事業を展開しています。今年度は、「コロナ禍により「婚活イベント」の開催は、1回のみとなっています。なお、11月末現在における結婚を希望する独身者の会員登録者数は、圏域全体で延べ310名のうち当町の方は、10名となっています。

③この支援事業は、新婚世帯の結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、支援事業を実施する市町村に対し、国がその支援額の一部を補助するものです。当町では、令和2年度において当該事業に係る補助事業の認定申請を行っていませんが、令和3年度当初予算編成において、実施に伴う事業費を様々な角度から検討し判断したいと考えています。

④5月から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年2月以降の売上高が前年同月比30%以上減少した飲食業者に対し、一律20万円を支給する、町独自の飲食業者緊急対策支援事業を実施しています。

常盤小学校と藤崎小学校のグラウンド改修工事の後のについて

問 ①先に改修工事を終えた常盤小学校グラウンドの評価について。②藤崎小学校グラウンドの改修工事の計画について。

答 ①施工後は、土砂の飛散は一切なく、また、走りにくいという声も聞かれず、近隣住民や学校関係者からの評価も概ね良好であり、引き続き良好な状態を維持するために、適切なメンテナンスを心がけていきたいと考えています。②藤崎小学校のグラウンドは、土砂の飛散などグラウンドに対する対策の必要性は認識しています。

しかし、近隣住民や学校関係者からの要望はさほどありませんが、対応については財政状況等を勘案しながら検討していきたいと考えています。

公園の管理について

問 ①各担当課別に、公園をどのように管理しているか。

答 ①公園の管理は、各公園や広場等の設置条

②遊具を含め、危険箇所の調査は定期的に行われているか。①②公園の管理は、各公園や広場等の設置条

遊具の点検は専門業者へ、その他の管理については町内会などへ委託しています。町内会などへの委託内容については、主に草刈り等の清掃業務や公園内の定期的な巡回などで、施設の破損状況を確認する等安全確保に努めています。

奈良 完治議員

行政運営について

問 3波感染対策について。①弘前市で発生した大規模クラスターに対する保健所の初期対応について。②現在の弘前圏域の病床逼迫状況とその対応状況について。③他感染症、例えばインフルエンザとの並行流行への町としての対応、計画について。④弘前市のクラスター発生

新型コロナウイルス第3波感染対策について。①弘前市で発生した大規模クラスターに対する保健所の初期対応について。②現在の弘前圏域の病床逼迫状況とその対応状況について。③他感染症、例えばインフルエンザとの並行流行への町としての対応、計画について。④弘前市のクラスター発生

生までを対象とした無償化制度を実施しています。医療費の推移は、平成28年度が4700万円、平成29年度が4900万円、平成30年度が5100万円、令和元年度が5400万円となっております。支給件数及び給付額とも右肩上がりです。

②町では国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証発行時にジェネリック医薬品の希望意思表示カードを同封したり、ジェネリック医薬品利用差額通知(年2回)を送付し、その使用啓発を図っています。しかし、全ての医薬品にジェネリック医薬品が製造・販売されていないことや、発育途中の子どもたちに対する繊細な対応が必要なことから、一律の要請ではなく、症状や治療内容に合わせ、かかりつけ医や薬剤師と十分に相談し選択することが肝要であると考えます。

③町では、県が実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の事務委任を受け、受給手続を行っています。支給対象者は、令和2年6

月分の児童扶養手当受給世帯等で、基本給付として1世帯に対し5万円、第2子以降1人につき3万円を給付し、追加給付として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が大きく減少していることと申出があった世帯に対し5万円を給付するものです。11月末現在の支給状況は、基本給付が140世帯で877万円、追加給付が28世帯で140万円、合計1017万円の支給となっています。

②婚活支援事業の今年度の実績について。③来年度、国の少子化対策である結婚新生活支援事業が新しくなるが、これを機に町で活用する計画はあるか。

答 ①利用実績としては、令和元年度までに64世帯が移住しています。

感染症に対する初期対応については、感染拡大防止の観点から非常に重要な問題であることから、保健所に相談した方がどのような情報を開示し、それに対して保健所がどのような指導・助言を行ったのかについて、専門家の検証結果を注視したいと思えます。

②新型コロナウイルスに関連した病床の逼迫状況につきましては、病床全体と重症者用病床における最大確保病床の占有率で判断することとなっており、国が各都道府県から寄せられたデータを一週間ごとに集計、公表した結果としては、本県の病床全体の逼迫状況は、これまでの最大が35%、11月25日現在では7%と下がっており、ステージ3以上の逼迫した状況とはなっていないものであります。

11月26日の県危機対策本部会議で示されたように、「関係者の必死の対応により、クラスターの拡大を基本的に押さえ込むことができた」ということから、現在、弘前圏域においては、逼迫した状況にないものと考えています。

また、令和2年度からは中古住宅購入者も対象とする制度拡充を行っており、11月末現在で12件のうち1件が中古住宅購入者となっています。

②男女の多様な出会いの創出・成婚の促進及び人口増加の取組として、弘前圏域定住自立圏構成市町村による婚活支援事業を展開しています。今年度は、「コロナ禍により「婚活イベント」の開催は、1回のみとなっています。なお、11月末現在における結婚を希望する独身者の会員登録者数は、圏域全体で延べ310名のうち当町の方は、10名となっています。

③この支援事業は、新婚世帯の結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、支援事業を実施する市町村に対し、国がその支援額の一部を補助するものです。当町では、令和2年度において当該事業に係る補助事業の認定申請を行っていませんが、令和3年度当初予算編成において、実施に伴う事業費を様々な角度から検討し判断したいと考えています。

④5月から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年2月以降の売上高が前年同月比30%以上減少した飲食業者に対し、一律20万円を支給する、町独自の飲食業者緊急対策支援事業を実施しています。

③インフルエンザ予防接種の助成対象範囲を18歳以下の児童や妊娠中の方々に拡大して実施しました。

なお、新型コロナウイルス対策の一環であることから、対象範囲の拡大については「今年度限り」としてありますが、今後の感染状況を鑑み、随時、対応したいと考えています。

これまで、対象と思われる38件の飲食業者のうち、申請のあった33件に対し、計660万円の支援金を給付しています。さらに、国の持続化給付金の給付を受けてなお不足する額に対し、法人等へ20万円、個人事業者等へ10万円を上乗せし給付する支援事業も実施し、計20件の飲食業者に対して給付を行ってきたところです。

その後、10月に弘前市内の飲食店で発生したクラスターの影響により、不要不急の外出を控えることとなり、隣接する当町の飲食業者においても来客数の減少等の影響はあったものと思われませんが、現在はクラスターも収束しており、飲食業者の来客数は回復傾向にあるものと考えています。

よって、現時点で再度の支援金の給付は考えておりませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を確認しながら、必要に応じて、飲食業者への支援について検討し、対応したいと考えています。

⑤町では、2度ほど町内の全小中学校を一斉臨時休業としましたが、臨時休業の範囲と期間については、県の指針に従い、最低限の範囲とすることを基本としています。

共働き世帯に対するフォロワー等については、臨時休業とした場合は、状況により学童保育を朝から開所することとしています。

また、受験生の授業の遅れ

については、プリント学習や出校日を設けて対応する予定としていますが、その都度、校長会で協議を行い、最善の策を講じたいと考えています。

⑥交付金については、これまで第1次配分と第2次配分を合わせ、3億4465万3千円の配分を受けており、これを38件の事業に活用することとしており、うち27件がソフト事業となっております。

その主な事業と進捗状況については、まず、総務分野では、公共施設の衛生用品等の購入事業が主なものとなっております、このうち7割程度の購入を済ませています。

福祉分野では、子育て世帯や高齢者又は障がい者の方々などへの応援商品券の配付が主な事業となっております、これまで子育て世帯の1077件及び高齢者又は障がい者等の方々に対し3079件を配付し、ほぼ全ての配付を終えています。

農業分野では、新型コロナウイルスの影響で減収となつた花き農家等への支援事業が主なものとなっております、これ

浅利 直志 議員

町長の基本姿勢と今後の行政運営について

新型「コナ」感染症拡大防止の取組について

①医療・介護・保育園などの職員へのだ液によるPCR検査の「社会的実施」を県・国に要望することや実施することについて

②医療・介護・保育園などへの新規入院者入所者へのPCR検査への町独自の支援を実施することについて

③弘前発のクラスター発生の中で町長が学んだことなどについて

④介護事業所従事者にかかるPCR検査について

⑤また、医療従事者や児童施設従事者に関する情報についても、県の事業実施状況などを確認しながら、対応について検討したいと考えています。

⑥介護保険施設におけるPCR検査に

R検査に関しては、「介護サービス事業所等に対する緊急包括支援事業」に新規利用者分の検査費用支援が含まれています。

医療施設への新規入院者や児童施設への新規入所者に関しては、今後内容について精査し、県の事業実施状況も確認しつつ、対応を検討したいと考えています。

③10月に弘前市内で発生したクラスターについては、私自身もこの飲食店を利用していたことから濃厚接触者としてPCR検査を受け、結果は陰性でありましたが、弘前保健所の指導により2週間程度の外出自粛を余儀なくされました。

その間、町政が停滞しないよう、幹部職員と常に連絡を取り合い、業務の指示に努めてきましたが、自粛期間中、陽性反応がでたこの虚偽の情報や苦情などを受け、その対応の難しさと危険性について改めて学ぶ機会となりました。私は首長として、様々な会議や多くの方々との交流する機会がありますので、マスクの

着用、手指のアルコール消毒など、感染防止を徹底して行ってきたが、危機感が薄れていたと認識しています。今回の一連の事態に対しましては、しっかりと私の胸に刻み、このような困難な時代を乗り越えるため、新たな想いで感染防止対策の徹底と積極的な情報発信に努めつつ、地域経済の活性化を含め、着実に町政運営を進めたいと考えています。

(以上 議会定例会)

◆議会改革特別委員会の設置

積極的に情報公開や情報共有の推進に取り組み、町民に寄り添い、親しまれる議会運営に努め、「信頼される開かれた議会」の実現を目指し、議会改革特別委員会を設置しました。

- 委員長 奈良岡 文英
○副委員長 阿部 祐己

【検討事項】

- 広報広聴に関すること
○常任委員会の活性化に関すること
○町議会基本条例に関すること
○ICTの活用に関すること
○議員報酬に関すること
○議員定数に関すること
○その他議会改革に関すること

その後、10月に弘前市内の飲食店で発生したクラスターの影響により、不要不急の外出を控えることとなり、隣接する当町の飲食業者においても来客数の減少等の影響はあったものと思われませんが、現在はクラスターも収束しており、飲食業者の来客数は回復傾向にあるものと考えています。

よって、現時点で再度の支援金の給付は考えておりませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を確認しながら、必要に応じて、飲食業者への支援について検討し、対応したいと考えています。

⑤町では、2度ほど町内の全小中学校を一斉臨時休業としましたが、臨時休業の範囲と期間については、県の指針に従い、最低限の範囲とすることを基本としています。

共働き世帯に対するフォロワー等については、臨時休業とした場合は、状況により学童保育を朝から開所することとしています。

また、受験生の授業の遅れ

については、プリント学習や出校日を設けて対応する予定としていますが、その都度、校長会で協議を行い、最善の策を講じたいと考えています。

⑥交付金については、これまで第1次配分と第2次配分を合わせ、3億4465万3千円の配分を受けており、これを38件の事業に活用することとしており、うち27件がソフト事業となっております。

その主な事業と進捗状況については、まず、総務分野では、公共施設の衛生用品等の購入事業が主なものとなっております、このうち7割程度の購入を済ませています。

福祉分野では、子育て世帯や高齢者又は障がい者の方々などへの応援商品券の配付が主な事業となっております、これまで子育て世帯の1077件及び高齢者又は障がい者等の方々に対し3079件を配付し、ほぼ全ての配付を終えています。

農業分野では、新型コロナウイルスの影響で減収となつた花き農家等への支援事業が主なものとなっております、これ

ね、先般、11月26日に検討委員会委員長である弘前大学農学生命科学部、藤崎教授より、藤崎校舎利用プラン策定の報告を受けました。

今後、この藤崎校舎利用プランに基づき、県と藤崎校舎の無償譲渡に関し協議を行うこととしており、この場で藤崎校舎利用プランの具体的な内容についてお答えすることはできませんが、県との協議がまとまりましたら、改めて、ご説明申し上げます。

いづれにしても、地域資源を活用した多様なアイデアで町を創生し、みんなが夢や希望を描き、そして輝くことができる町にするために、藤崎校舎を最大限、有効に活用したいと考えています。

学校給食について

①地産地消の現状と今後の取組について

②給食費無料化や負担軽減実施について国県に要請していくことについて

①地産地消の現状については、使用量ベースで平成29年度が16・6%、平

まで4件の給付金を支給し、今後継続して申込を受け付けることとなっています。

商工分野においては、プレミアム付商品券・お食事券発行事業、中小事業者への経済対策支援金や国の持続化給付金へのの上乗せ給付等が主なものとなっております、これまでに、プレミアム付商品券は9136セット、お食事券は1159セットの販売を終えています。

また、中小事業者への経済対策支援金については174件、国の持続化給付金への上乗せ給付につきましては192件の申請があり、既に給付済となっております、今後も継続して受付することとしています。

教育分野においては、一人暮らしの学生に地元産の生活物資を送り支援する事業や各学校に整備する情報機器の購入が主なものとなっております、いづれも鋭意事業を進めていきます。

成30年度13・8%、令和元年度は14・7%となっております、令和2年度につきましては、7月末現在で12・9%という状況となっております。

給食センターで毎日購入する野菜に関し、まとまった数量を確保しなければならぬという課題があり、様々な方面と情報を共有しながら出来るだけ地元産の食材確保に努め、地域の児童生徒に安全で美味しい給食を提供したいと考えています。

②文部科学省が平成29年度に実施しました「学校給食費の無償化等の実施状況」の調査結果によると、全国1740の自治体のうち、76の自治体が小学校・中学校ともに学校給食の無償化を実施しており、424の自治体が学校給食費の一部無償化又は一部補助を実施しています。

県内では、8自治体が給食費の無償化を実施しており、当町のような一部補助をしている自治体も見受けられます。当町では、小学生1人につき6万円ほど、中学生では6万4千円ほどが保護者の負

加齢性難聴者への補聴器購入に対する町の助

補聴器の助成について

は、身体障害者福祉法に基づき補装具の支給制度があり、身体障害者手帳の交付が前提であることから、法律上、障がい者と認定できない場合には、補聴器の公費助成は行えないこととなっております。

しかし、加齢性難聴は、高齢者にとって日常生活を不便にし、「コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を大きく落とす要因であることから、今後の超高齢社会を見据え、高齢者の「コミュニケーション」を円滑にするため、加齢性難聴者の補聴器購入につ

◆申告受付日程 ※混雑緩和のため、対象となっている町内の方を優先的に受付させていただきます。

受付日	対象町内名	受付日	対象町内名
2/12 金	舟場・朝日町・西豊田一・二・三丁目	3/1 月	下町・吉向・柏木堰
2/15 月	常盤	3/2 火	富柳・福館
2/16 火		3/3 水	木挽町・葛野・下俣
2/17 水	榊	3/4 木	福島
2/18 木		3/5 金	水沼・中野目・東町
2/19 金	新町・白子	3/8 月	亀田・西田・若柳
2/22 月	福左内・久井名館	3/9 火	藤越・林崎
2/24 水		3/10 水	
2/25 木	徳下	3/11 木	みつや・曲新田・緑町・小畑
2/26 金		三ツ屋・若松・小学校通り	3/12 金
		3/15 月	全町内

◆申告と納税についてのご案内

以前から正しい申告と納税についてお願いしていますが、提出していただいた申告書の中には、保険金等の記載漏れ、農業所得の計上誤り、医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付等いろいろな誤りや添付書類の提出漏れが見受けられます。正しい申告と納税が期限内に行われなかった場合、加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。また、間違いに気づいたら早めに修正申告等をするようにしましょう。

◆新型コロナウイルス感染予防対策について

- 来庁を予定されている方は、来庁前に検温をお願いします。(庁舎入口に検温器を設置しています) 熱があるなど体調不良の症状がある場合は来庁を控え、別の日程をご検討ください。
- 申告受付会場の混雑緩和のため、会場への入場の際に「番号札」を配付します。 ※会場に入りきらない場合には、会場外でお待ちいただく場合があります。
- 申告受付会場に手指消毒用アルコールをご用意しますので、来庁される方は手指の消毒にご協力ください。職員もマスク着用、手指の消毒をした上で対応させていただきます。
- 農業や営業の収入が有る方が、収入や支出の整理をされていないと申告の計算に大変時間がかかってしまうことから、経費の対象となる領収書等は必ず燃料費、修繕費等それぞれ科目別に合計額を計算し、帳簿等を事前に準備、整理してから会場にお越しください。帳簿等が作成されていない場合には、自分で計算してから申告受付する場合があります。また申告の際は、世帯の方の所得状況を確認することもありますので、世帯全員分の源泉徴収票等を準備してください。
- 申告受付最終日の3月15日(月)は大変混み合います。3密(密閉・密集・密接)を避けるためにも日にちをずらして申告されますようお願いいたします。

◆インターネット・スマートフォンでの申告

- e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して自宅等から国税に関する申告等の手続きができる便利なサービスがあります。詳しくはe-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。
- 令和2年中の収入が①給与②公的年金等③その他の雑所得(個人年金や原稿料等)④一時所得(生命保険等の一時金・満期返戻金等)の方のみスマートフォンから確定申告がご利用できます。

黒石税務署の確定申告書作成会場開設について

黒石税務署(仮庁舎)1階会議室に確定申告書作成会場を開設します。

- ◆開設期間 2月1日(月)～3月15日(月) ※土・日・祝日を除く
- ◆受付時間 午前9時～午後4時
- ※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。
- ※配付方法の詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)等によりお知らせします。
- ※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。
- ◆確定申告に関するご相談 黒石税務署 ☎52-4111
- ※1月15日から3月15日の期間は、自動音声案内で「0」番を選択してください。それ以外の期間は「1」番を選択してください。「電話相談センター」につながります。

スマートフォンからの申告書の作成は、こちらから!



申告は 忘れず 正しく お早めに

町県民税・所得税の申告が始まります

申告は、町県民税や所得税を計算するための資料となるだけでなく、国民健康保険税、介護保険料等の算定資料となるほか、福祉・年金・児童手当等の受給に必要な各種証明書を発行する際の資料となる重要な手続です。
町県民税や所得税を正しく計算するには、自身の収入を正しく申告しなければなりません。申告忘れや誤った申告で不利益を受けることのないよう、受付期間中に忘れずに申告を済ませましょう。

申告受付の期間等

- ◆期間 2月12日(金)～3月15日(月)
- ◆時間 午前8時15分～午前11時、午後1時～午後3時
※役場への入場は午前8時以降となります。
- ◆受付会場 役場3階「中会議室」(申告会場：大会議室)

◆申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、町に住所を有し、次に該当する方は申告が必要です。
- 給与収入又は年金収入があり、次のいずれかに該当する方
 - ① 給与又は年金以外の収入があった方(農業・営業・不動産・譲渡・一時・配当等)
 - ② 年の途中の退職などで、年末調整を受けていない方
 - ③ 町に給与支払報告書を提出していない方(提出状況については勤務先にご確認ください)
 - ④ 社会保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受ける方
 - 令和2年中に収入がなく(遺族年金、障害年金、失業保険等の非課税収入のみの方も対象)、次のいずれかに該当する方
 - ① 国民健康保険・介護保険・年金・福祉・児童手当・町営住宅等の認定や申請等のために申告が必要な方
 - ② 課税証明書・所得証明書等の発行が必要な方
 - ③ 町内に住んでいる方の扶養になっていない方



◆申告に必要なもの

- 身元確認書類と番号確認書類(扶養親族や事業専従者の分も持参してください)
 - ① マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方
・・・マイナンバーカードをご持参ください ※写しでも可
 - ② マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない方
・・・次の身元確認書類と番号確認書類をご持参ください。

番号確認書類
マイナンバー通知カード
※写しでも可

+

身元確認書類
運転免許証、パスポート、障害者手帳
※健康保険証、年金手帳、印鑑証明書、住民票記載事項証明書等でも身元確認できますが、この場合はいずれか2つをご持参ください。

- 税務署からハガキや納付書が届いた方・・・税務署から送付された書類一式
- 給与所得がある方・・・源泉徴収票など所得を証明できるもの
- 事業所得、農地の賃貸がある方・・・①出荷伝票や領収書等収入や経費が分かるもの
※収入や支出の計算については広報ふじさき1月号の折込内にある「申告用収支記入用紙」をご活用ください。
②持続化給付金等の国や市町村等からもらった補助金が確認できるもの
- 上記以外の所得がある方・・・①収入や経費が分かるもの
②国や市町村等からもらった補助金が確認できるもの
- 控除を受ける方・・・国民年金控除証明書、任意継続の社会保険、生命保険料、地震保険料等の各種証明書、障害者手帳や療育手帳、医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」(広報ふじさき1月号に折込しています)が必要となります。
※「医療費控除の明細書」に記載した領収書は5年間保存する必要があります。
- 印鑑(ゴム印、スタンプ印不可)
- 通帳(還付される場合に申告者本人名義の口座番号が分かるものが必要)

※全体の要件として、高校卒業程度以上の学歴を有すること(高校卒業見込の方を含みます。)
また、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は登録できません。

◆勤務条件等

- 任用期間 1年以内(任用期間は1会計年度内での設定となります。また、会計年度内において任用が更新される場合もあります。)
※調理員(4時間勤務に限る。)及び特別支援教育支援員は、学校の長期休業期間(夏休み・冬休み等)の勤務がありません。
- 各種保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、非常勤公務災害補償、労災保険のうち、法律の規定上対象となるものが適用されます。
- 手当 期末手当(6月、12月支給。任期6か月以上かつ基準日及びその1月以上前から任用されているものを対象とし、その在職月数に応じて支給。年間最大2.45月分)、通勤手当に相当する費用弁償
- 休暇 年次有給休暇(最大20日/年、調理員(4時間勤務に限る。))及び特別支援教育支援員は最大15日/年、任用期間で按分)、夏季休暇(最大4日、調理員(4時間勤務に限る。))及び特別支援教育支援員を除く)、年末年始休暇等

◆登録期間 受付日～令和4年3月31日

◆選考方法 書類選考及び面接選考

◆面接予定日 ○保健師、看護師 3月16日(火)

○調理員(7時間) 3月26日(金)

○上記以外の職種 3月15日(月)又は16日(火)

※2月22日(月)の応募締切後、書類選考を行った上で、面談選考の対象者に面接時間及び場所等を通知します。

◆登録申込書請求方法

「藤崎町会計年度任用職員登録申込書」(以下「登録書」)を次のいずれかの方法により請求してください。

○町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp>)からダウンロードする。

○総務課庶務係へ郵送で請求する。郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録書請求」と明記し、返信用封筒(送付先の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付)を同封してください。

○総務課庶務係又は教育委員会学務課窓口から受け取る。

◆登録申込方法

「登録書」に必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、各申込先に提出してください。

※2つ以上の職種を希望する場合で申込先が異なるときは、総務課庶務係に提出してください。また、郵送提出の場合は、封筒の表面に朱書きで「登録書在中」と記載してください。

◆その他

- ①会計年度任用職員は、地方公務員への各種服務規程が適用されます。ただし、1日の勤務時間が7時間45分未満の方は、兼業(副職)が可能となります。その場合は、事前にご相談ください。
- ②採用された場合、1か月間の条件付き採用期間が設けられます。
- ③障害者手帳が交付されている方又は要件に資格が必要とされている職種に応募される方は、申込時に障害者手帳又は資格免許等の写しをご提出ください。
- ④「登録書」は文書管理規則の規定により、登録期間終了から1年経過後に廃棄処分します。

…登録から採用までの流れ…

受付順の採用ではありませんので、ご了承ください。また、登録された方全員が採用されるとは限りません。

- ①「登録書」に必要事項を記載
- ↓
- ②総務課庶務係又は教育委員会学務課に「登録書」を提出し、受付・登録
- ↓
- ③書類選考の後、面接時間・場所等を通知し、面接選考
- ↓
- ④3月下旬に登録者の希望、人員配置及び業務内容等を考慮し、採用決定

会計年度任用職員を募集します

町では、令和3年4月1日採用の会計年度任用職員を募集しています。
申込期限は、2月22日(月)必着となります。

◆募集職種等

職種	人数	要件	業務内容	勤務時間 (休憩時間)	報酬 (下限～上限)	申込先	
一般事務	10名程度	パソコンの基本操作及びワードやエクセルを使用できること	窓口・電話対応、データ入力及び伝票処理等	午前9時～午後5時(60分)	131,400円～	総務課庶務係	
一般事務 (障がい者対象)	若干名				169,800円		
保健師	若干名	保健師免許	福祉課における相談及び訪問業務等	※配属先や業務内容によっては変更となる場合があります。	171,900円～		
看護師	若干名	看護師免許			209,700円		
					148,700円～		
運転技能員	2名程度	準中型自動車免許(5t限定)以上(AT限定不可)及び大型特殊自動車免許を保有し、車両系建設機械運転技能講習を修了していること	建設機械の運転及び道路整備等の直営作業	午前8時15分～午後4時15分(60分)	119,000円～		
					174,400円		
用務員	9名程度	-	学校又は文化会館内外の掃除、雑務等	午前7時～午後3時(60分)	時間給850円		教育委員会学務課
調理員(7時間)	11名程度	-	学校給食センターにおける調理・片付け等	午前8時～午後4時30分(90分)	時間給850円		
調理員(4時間)	5名程度	-		午前8時～12時(なし)	時間給850円		
特別支援教育支援員	12名程度	児童生徒の発達状況に応じて接することができること	小中学校で特別支援を必要とする児童生徒への学習支援等	午前8時～午後4時の間で5時間(45分)	時間給1,100円		
特別支援教育支援員 (障がい者対象)	若干名						

■申込・お問合せ

○一般事務・保健師・看護師・運転技能員
〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地
藤崎町総務課庶務係
☎88-8292

○用務員・調理員・特別支援教育支援員
〒038-1214 青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字三西田35番地1
藤崎町教育委員会学務課(常盤生涯学習文化会館内)
☎69-5010



5月以降に入所を希望する方へ 保育所等利用予約のご案内



町では、働く女性が産休(産前産後休業)・育休(育児休業)の終了後に安心して子育てができるよう、保育所等への利用を予約できる「保育所等利用予約」を行います。

◆利用予約を実施する保育施設

藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじこども園、ときわこども園、みずきこども園

◆申込対象者 保育所等の利用予約ができるのは、次の条件を全て満たしている方です。

- 子どもと保護者が町に住所を有していること(入所前に町外へ転出した時は、予約取消となります。)
- 保護者が法律に定める産休・育休の終了後に、休業前の職場に復職することが確実で、保護者が職場に復帰する時点で子どもの保育の必要性が認められること(産休・育休中に退職したときは予約取消となります。)
- 申込みをした子どもが出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日を過ぎており、集団保育が可能であること。

◆申込受付日程等 利用予約の申込受付日程等については、次のとおりです。

利用開始日	受付期間	内定通知予定	決定通知予定
5月1日	2月1日～26日	3月中旬	4月中旬
6月1日			5月中旬
7月1日	3月1日～31日	4月中旬	6月中旬
8月1日			7月中旬

※9月1日以降の申込受付日程等については町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>)をご覧ください。

◆申込方法 支給認定申請書兼保育利用申込書一式のほか、「保育所等利用予約申込書」を住民課子育て支援係に提出してください。(申込書は住民課子育て支援係に備え付けています。)

◆利用調整(選考)について

- 利用の可否は、各家庭の状況を総合的に勘案した上で、保育の必要度が高いと判断される方から順番に決定し、保護者に通知します。
- 申込み時点の保育所等の入所状況により、利用予約の申請が却下となった場合は、入所を希望する月の前月5日まで(5日が閉庁日の場合、直前の平日まで)に再度申込みをしていただくことになります。

◆注意事項

- 利用希望月が職場復帰月と同じ月の場合のみ申込みできます。利用希望月が産休(産前産後休業)又は育休中の場合は申込みできません。
- 利用希望月に現在の職場に復帰することが条件となります。その月の月末までに復帰できない、又は復帰していないことが判明した場合は、内定の取消又は退所となります。
- 利用予約が内定した後に、利用希望月を変更することはできません。
- 申込後の利用希望施設の変更はできません。
- 申請書類に虚偽の記載がある場合は、利用予約は無効となります。

■申込・お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

家畜(鶏含む)を飼っている皆さんへ 令和3年定期報告を忘れずに

家畜の飼養者は、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について毎年報告することが義務付けられています。家畜の飼養者は忘れずに報告してください。

◆報告対象家畜

- 飼養頭羽数の多少に関わらず、次の対象家畜を飼養している全ての方が報告対象となります。
- 鳥類：鶏(青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む)、あひる、うずら、きじ、ぼろぼろ鳥、七面鳥、だちょう
- 鳥類以外：牛、馬、豚、ヒツジ、ヤギ、いのしし、鹿

◆報告内容 令和3年2月1日時点の頭羽数

◆報告様式 「定期報告書」の様式は、つがる家畜保健衛生所ホームページ(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/tsu-kaho/tsu-kaho_HP.html)からダウンロードするか、農政課農政係に備え付けています。

◆報告期限 3月4日(木)

◆提出方法 次の提出先に郵送又は持参してください。

■提出先・お問合せ 農政課農政係 ☎88-8273

令和3年4月から預かり保育、認可外保育施設等を利用する方へ 子育てのための施設等利用給付認定申請のご案内

令和3年4月から新たに子育てのための施設等利用給付を希望する子どもの給付認定申請の受付を開始します。

◆給付認定について

施設類型 (サービス、事業)	対象者 (令和3年4月1日時点の年齢)	無償化上限額 (月額) ※1
幼稚園や認定こども園(教育部分)の 預かり保育	3～5歳児	11,300円 ※2
認可外保育施設、一時預かり事業、 ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業、ベビーシッター	3～5歳児	37,000円
	非課税世帯の0～2歳児	42,000円

- ※1 通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- ※2 満3歳児は、市町村民税非課税世帯のみ対象、無償化上限額(月額)16,350円。

◆認定の申込方法

保育の必要性がある場合のみ無償化の対象となります。申請する場合は必要書類を利用する施設へ提出してください。

◆必要書類

- 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
- 保育の必要性を証明する書類(就労証明書など)
- 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認可外保育施設などを利用する場合)
- ※必要書類は住民課子育て支援係に備え付けてあるほか、町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>)に掲載しています。

◆受付期間 2月1日(月)～3月1日(月)

■お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

Jアラート情報伝達試験実施のお知らせ

Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などの情報を、町防災行政無線を通じて国から住民へ直接瞬時に伝達するシステムです。

国では、緊急時における住民への情報伝達体制に万全を期すため、Jアラートの全国一斉情報伝達試験を行います。

◆放送日時 2月17日(水) 午前11時頃 ※災害等の状況によっては訓練を中止することがあります。

◆放送内容

- ・上りチャイム音
- ・「これは、Jアラートのテストです。」を3回繰り返す。
- ・「こちらは、防災藤崎広報です。」
- ・下りチャイム音

■お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

弘前地区環境整備センターからのお知らせ

小枝のおひな様作り教室

小枝と畳を使っておひな様を作ります。楽しくリユースとリサイクルを体験してオリジナルのおひな様を作ってみませんか。

◆日時 2月27日(土)

午前9時30分～11時30分

◆講師 尾崎 行雄氏

◆対象 小学校5年生以上10人

※小学生の場合は保護者の同伴が必要。

◆その他 作業がしやすく、汚れても良い服装でお越しください。

◆申込方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、郵送してください。 ※往復はがき1枚につき2人まで応募できます。

◆申込締切 2月15日(月) ※必着 ※応募多数の場合は抽選で決定し、2月20日(土)までに抽選結果をお知らせします。

◎共通事項

◆場所・申込・お問合せ

弘前地区環境整備センタープラザ棟
〒036-8314 弘前市町田字筒井6-2
☎36-3388

受付時間：午前9時～午後4時

※月曜日は休館、月曜日が祝日の場合は翌日が休館

※詳細はプラザ棟のホームページ(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyoseibi/plaza/>)をご覧ください。

科学マジックをマスターしよう!

身近な材料を使って、科学手品グッズを作ります。

◆日時 2月20日(土)

午前の部：午前10時～正午

午後の部：午後1時～午後3時

◆内容

①面積わかるかな?

ピースを減らしても面積が変わらない不思議なパズルを作ります。

②意志ある重り

2色のおもりが付いた振り子を、念じた色だけ大きく動かします。

③不思議なリング

チェーンにリングを通して指を離しても、チェーンから落ちない不思議なリングです。

※他にも楽しい科学マジックがあります。

◆講師 弘前市少年少女発明クラブ会長 福田 智好氏

◆定員 各回10人

※小学生以下の場合は保護者の同伴が必要です。

※コロナウイルス感染防止対策として、保護者の同伴は1家族1人までとします。

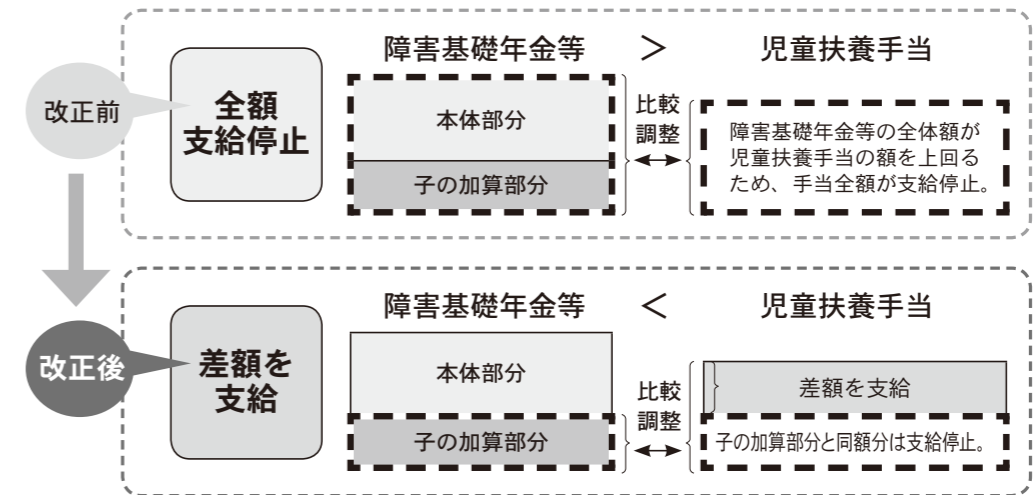
◆申込方法 2月7日(日)午前9時から電話受付を開始します。

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の皆さんへ 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分(令和3年5月払い)から手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

◆児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります。

これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。



なお、障害基礎年金以外の公的年金等を受給している方(障害基礎年金を受給していない方)(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はありませんので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

◆支給制限に関する所得の算定が変わります。

児童扶養手当制度には、受給資格者(母子家庭の母など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取扱い(※3)があります。

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(※4)が含まれます。

◆児童扶養手当の月額(令和2年4月～)

- 子どもが1人の場合・・・全部支給：43,160円、一部支給：43,150円～10,180円(※5)
- 子ども2人目の加算額・・・全部支給：10,190円、一部支給：10,180円～5,100円(※5)
- 子ども3人目以降の加算額(1人につき)・・・全部支給：6,110円、一部支給：6,100円～3,060円(※5)

◆手当を受給するための手続

- すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人・・・原則、申請は不要です。
- 上記以外の人・・・申請が必要です。令和3年3月1日より前であっても、事前申請は可能です。申請に必要なものは住民課子育て支援係までお問合せください。

なお、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

(※1)国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。
(※2)遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している方。
(※3)支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。
(※4)障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。
(※5)一部支給の金額は所得に応じて決定されます。

■お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万が一障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度(50歳未満)」「学生納付特例制度」がありますので、弘前年金事務所又は住民課国保年金係で手続きをしてください。

また、申請は2年1か月前の月分まで遡ることができますので、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は弘前年金事務所又は住民課国保年金係にご相談ください。

■お問合せ 住民課国保年金係 ☎88-8179、弘前年金事務所 ☎27-1339

後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

◆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療保険と介護保険の自己負担額(※)の両方の支払いをした方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

◆対象期間

令和元年8月1日～令和2年7月31日の1年間

◆支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額(下表)を超えた場合に、その超えた額が支給されます。ただし、超えた額が500円以下の場合には支給対象となりません。

表

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ ※1	212万円
現役並み所得Ⅱ ※2	141万円
現役並み所得Ⅰ ※3	67万円
一般 ※4	56万円
低所得Ⅱ ※5	31万円
低所得Ⅰ ※6	19万円

※1：課税所得690万円以上の方

※2：課税所得380万円以上690万円未満の方

※3：課税所得145万円以上380万円未満の方

※4：住民税課税世帯の方(※1～3にも※5～6にも当てはまらない方)

※5：世帯員全員が住民税非課税の方

※6：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方(公的年金の場合は収入が年額80万円以下)

○自己負担額は支払った額から高額医療費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

◆支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬(予定)に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付します。お知らせが届いた方は住民課国保年金係に申請してください。

◆申請に必要なもの

○支給申請書 ○印鑑(認印)

○支給申請のお知らせ

○後期高齢者医療被保険者証

○マイナンバー(個人番号)がわかるもの(通知カード又は個人番号カード)

○通帳(又は通帳の写し)等口座情報のわかるもの
※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。(事前に提出した場合は不要)
※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者のマイナンバーがわかるもの(写しでも可)、申請者の本人確認書類等が必要です。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合、登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)をお持ちください。

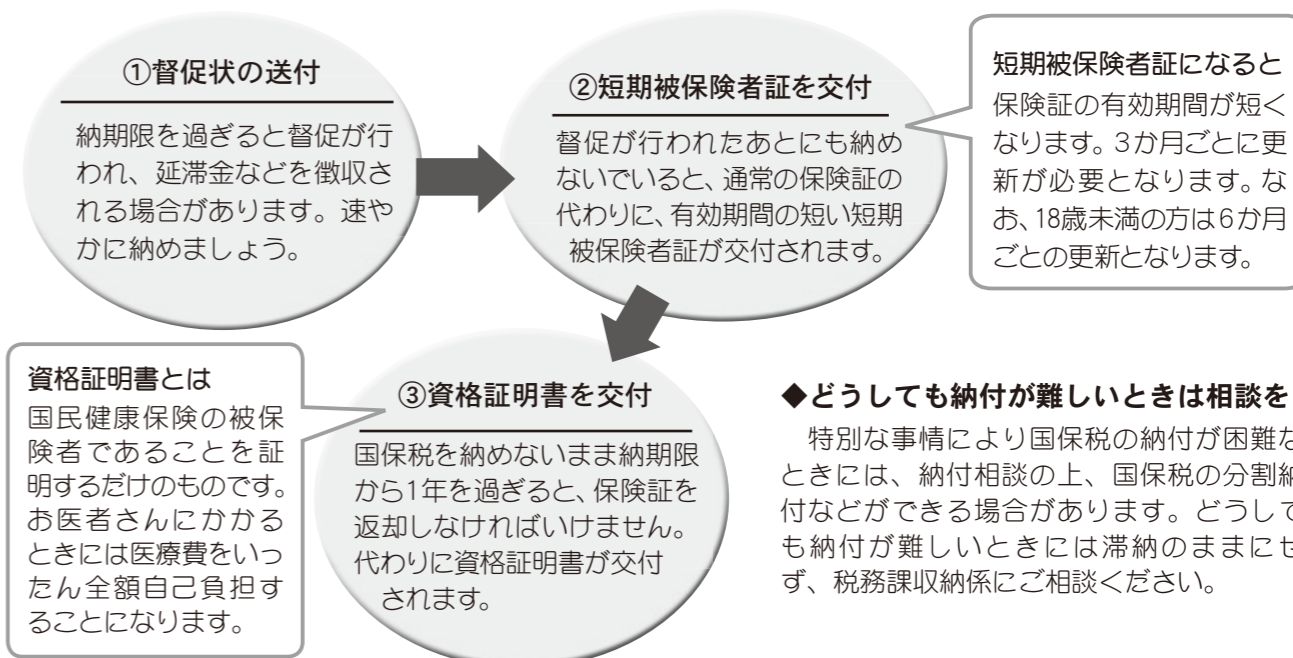
■お問合せ 住民課国保年金係
☎88-8179
青森県後期高齢者医療広域連合
☎017-721-3821

国民健康保険税(国保税)の納め忘れにご注意を



こんにちは
国保係です

特別な事情もなく国保税を滞納し、納付相談などにも応じない場合は、未納期間に応じて次のような措置をとります。国保税の滞納は、国民健康保険の運営に支障をきたし、加入者全員に迷惑をかけることとなります。国保税は必ず納めましょう。



■資格に関するお問合せ 住民課国保年金係 ☎88-8179

■納付に関するお問合せ 税務課収納係 ☎88-8151

年金だより

国民年金前納割引制度(口座振替 前納)について

国民年金保険料を「うっかり忘れて納付期限を過ぎていた」「忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がない」という方は、便利な口座振替をご利用ください。

◆口座振替による前納には次の5種類があります。

まとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されるのでお得です。

①2年前納(4月～翌々年3月分)	割引適用
②1年前納(4月～翌年3月分)	
③6か月前納(4月～9月、10月～翌年3月分)	
④当月末振替(早割)※本来の納付期限よりも1か月早く口座から振替する方法です。	
⑤翌月末振替	割引なし

◆口座振替での前納の申込みはお早めに

口座振替での①2年前納・②1年前納・③6か月前納(4月～9月)の申込み締切日は、毎年2月末日です。申込み手続は弘前年金事務所あるいは住民課国保年金係で可能ですので、ご相談ください。

※すでに口座振替により前納されている方は、前納の申込みは不要です。ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替の種類を変更される場合は、再度申込みが必要となります。

※保険料を一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用できません。

◆預金残高にご注意ください

申込みから数週間後に届く「国民年金保険料口座振替額通知書」で実際に口座から引き落としされる金額を確認してください。

※残高不足により口座から振替できなかった場合は、次の振替日(2年前納、1年前納の場合は翌年4月末)までの間、割引の無い「翌月末振替」となりますのでご注意ください。

■お問合せ 住民課国保年金係 ☎88-8179、弘前年金事務所 ☎27-1339

3月 健康係 カレンダー

満1歳のお誕生日を迎えたらMR(麻しん・風しん)の予防接種を受けましょう。
また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

※新型コロナウイルス感染症の状況により延期や中止となる場合があります。ご了承ください。

すこやか健診

3月11日(木)【1歳6か月児健診】

- 対象 R1年7月～8月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずーむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル、ミルクやおむつ等外出時に必要なもの

3月25日(木)【3歳児健診】

- 対象 H29年7月～8月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずーむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル等



すこやか相談

3月17日(水)【母子健康相談】

- ◆個別相談 ※事前予約制
- 対象 妊婦・生後3か月以上の乳幼児
- 時間 午前中のみ開設
- 場所 町文化センター
- 内容 育児や発育発達について保健師や栄養士との個別相談ができます。
- 持ち物 健診時の持ち物と同じ

◆子育てママサロン ※事前予約制

- 対象 妊婦及び生後3か月以上の乳幼児とその保護者(3組程度)
- 時間 10:00～10:45
- 場所 町文化センター
- 内容 子育て親子同士の交流、子育ての情報交換

健康相談

3月3日(水)・17日(水)【こころの健康相談】

- 時間 9:00～12:00
- 場所 (3日) 常盤老人福祉センター
(17日) 藤崎老人福祉センター

3月12日(金)・19日(金)

【傾聴サロン おしゃべり&オレンジカフェ】

- 時間 13:00～14:30
- 場所 (12日) 藤崎老人福祉センター
(19日) 常盤老人福祉センター

■お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197

マイナンバーカードで マイナポイントを取得しましょう!

マイナポイントとは、マイナンバーカードをお持ちの方が取得できるポイントで、好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが、最大5,000円分もらえる制度です。

マイナポイントを受け取るためには、対応しているスマートフォンなどで予約と申込みが必要です。町では、スマートフォンなどをお持ちでない方を対象に、予約と申込みの支援を行っています。



マイナンバーカードの申請・取得

パソコンやスマートフォン、郵便等で申請します。後日、郵便で通知が届いたら、住民課窓口で受け取ることができます。
※申請から取得まで1～2か月かかります。



マイナポイントの予約・申込

スマートフォン又はパソコンで専用サイトから申請するか、経営戦略課企画調整係で受付しています。

好きなキャッシュレス決済サービスを選んで、マイナポイントを申し込みます。

※詳細はマイナポイント公式サイト(https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)をご覧ください。

※マイナポイントの予約者数が国の予算の上限に達した場合、予約を締め切る可能性があります。

チャージorお買物

キャッシュレスで最大2万円のチャージや買い物をすると最大5,000円分のマイナポイントがもらえます。

※令和3年3月31日まで

- お問合せ ○マイナンバーカードの取得について 住民課住民係 ☎88-8163
- マイナポイントについて 経営戦略課企画調整係 ☎88-8258
- マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)

冬の道路は危険がいっぱい! 津軽道の吹雪などの情報を配信します

国土交通省青森河川国道事務所では、「津軽自動車道」を利用されている方に対し、車の安全運転支援として冬期間の気象情報、吹雪による視界情報、通行止め開始や解除情報のメール配信を行っています。

メールアドレスがあれば、パソコン、携帯電話、スマートフォンで登録でき、無料で利用することができます。
※メール受信にかかる受信料はご利用者の負担となります。

次のアドレスかQRコードから登録できます。

◆アドレス

<http://www.sspsmail.com/~aomoridoro/>

QRコードはこちら



■お問合せ

国土交通省 青森河川国道事務所
道路管理第二課 ☎017-734-4574

道路インフラの実態を見える化します! 『青森の道路メンテナンス概要』 公表のお知らせ

青森県道路メンテナンス会議(※)では、県民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解いただくため、「青森の道路メンテナンス概要」として点検の実施状況や結果などを取りまとめました。



※青森県道路メンテナンス会議は、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るため、2014年度に県内の道路管理者が連携し、設立しています。

◆取りまとめ内容(県内の国道・県道・市町村道・高速道路)

- 2019年度(単年度)における点検結果
- 2019年度末時点における判定区分の割合
- 2019年度点検実施施設における判定区分の遷移状況

◆取りまとめポイント

- 点検実施率は、橋梁19%(1311橋)、トンネル13%(7箇所)
- 橋梁の判定区分の割合は、Ⅲ:10%(133橋)、Ⅳ:0%(0箇所)
【判定区分Ⅲ・Ⅳ:次回点検までに措置を講ずべき施設】

※詳しくは、「青森 道路メンテ」で検索してください。

■お問合せ 青森県道路メンテナンス事務局
☎017-734-4575

4月1日から印鑑証明書の性別記載欄を廃止します

性別に関わりなく自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組が官民問わず進められています。

町でも、性同一性障害など性的マイノリティへの配慮の観点から、印鑑証明書の性別記載欄を廃止します。

マイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードを申請して、役場から交付通知を受けた方で受け取りがまだの方は、次の日時にも受け取ることができますので、ご利用ください。

- ◆受け取りできる日時 2月13日(土)、2月27日(土)、3月13日(土)
※いずれも午前9時～正午【要電話予約】
※前日までに、来庁時間を事前に予約してください。
- ◆令和3年3月までの毎週水曜日は午後6時まで受け取りできます。【予約不要】

■お問合せ 住民課住民係 ☎88-8163

◎最新着図書

- ☆一般図書
○「どう考える?種苗法」 農山漁村文化協会 || 編
○「天を測る」 今野 敏 || 著
○「北条五代」上・下 火坂 雅志 || 著・伊東 潤 || 著
○「機巧のテロリスト」 数多 久遠 || 著
○「彼女のスマホがつかない」 志篤 晃 || 著
○「処方箋のないクリニック」 仙川 環 || 著
○「快男児!」 高橋 銀次郎 || 著
○「月と私と甘い寓話」 野村 美月 || 著
○「白き女神の肖像」 鴫澤 亜妃子 || 著
○「火喰鳥を、喰う」 原 浩 || 著
○「いい散歩」 藤野 千夜 || 著
○「空芯手帳」 八木 詠美 || 著
○「星になりたかった君と」 遊歩 新夢 || 著
○「ニッケル・ボーイズ」 コルソン・ホワイトヘッド || 著
○「両親が元気なうちに“実家じまい”はじめました。」 大井あゆみ || 文
○「痛くない! 疲れない! 歩き方の教科書」 木寺 英史 || 著
○「猫の困った行動予防&解決ブック」 藤井 仁美 || 著

- ☆児童図書
○「なまはげ」 池田 まき子 || 文
○「つばきレストラン」 おおたぐろ まり || 作
○「みえないこいぬぼっち」 ワンダ・ガアグ || 作
○「ジョナスのかさ」 ジョシュ・クルート || 文
○「とじこめられた!」 のぶみ || さく・え
○「へのへのもへじのおともだち」 宮下 すずか || 作
○「彼方の光」 シェリー・ピアソル || 作
○「加藤英明スーパーサバイバル入門」 加藤 英明 || 著
- ☆郷土
○「ヤバい勉強脳」 菅原 洋平 || 著
ほか

※都合により、一部納期が遅れることがあります。

◎絵本が寄贈されました!

子どもも大人も楽しめるような絵本が約20冊寄贈されました。この機会にぜひご覧ください。



◎川柳会員大募集!
川柳の好きな方、川柳会へぜひ入会ください。
町文化センター「会議室」で毎月第2木曜日 午後1時〜活動しています。

◎定期おはなし会

- い つ 2月13日(土) 午前10時~午前10時45分
○ど こ で 常盤生涯学習文化会館
○おはなし ときわっ子本の会
テーマ:『心があつたまる たのしいおはなし』
おはなしの内容を覚えて、語り聞かせる手法(ストーリーテリング)でお話します。
○対 象 小学生、おはなしの好きな方はどなたでも。
※始まりの時間におくると中に入れませんので、開始時間前までにお越しください。

◎定例おはなし会「おはなしのとびら」

- い つ 2月20日(土) 午前10時~午前11時
○ど こ で ふれあいずーむ館
○おはなし わっこの会
テーマ:海で出会ったの
・「だいおういかのいかたろう」(大型絵本)
・「こたつうし」ほか
★おもしろおさかなクイズもあるよ!
○対 象 幼児・児童(保護者含む) ※先着10名程度
※事前予約が必要です。マスクの着用をお願いします。

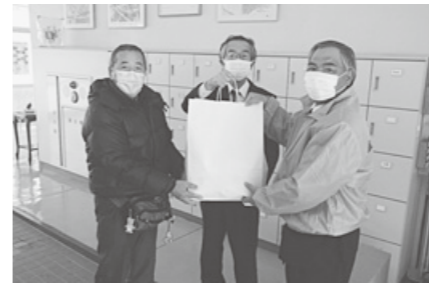
◎企画展示のご案内

- ☆一般図書
・『第163回・第164回芥川賞・直木賞受賞・候補作』
・『時代小説、人情物語特集』
☆児童図書
・『心も体もポカポカにあつたまる本』

◎休館日のお知らせ

- ☆2月の休館日
1日(月)・8日(月)・15日(月)~19日(金)・22日(月)・26日(金)
※2月16日(火)~19日(金)は蔵書点検のため、26日(金)は図書整理のため休館となります。
○蔵書点検期間は、年に1回館内全ての本の所在・汚破損等の確認を行っています。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。
※蔵書点検期間中に本の貸し出しはできません。
※休館日に図書返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。
※「県立図書館オンラインサービス・遠隔地返却サービス」をご利用の方は、ふれあいずーむ館窓口へお越しください。

町少年補導協力会より町内小中学校へ
防犯啓発ティッシュが寄贈されました



12月16日、町少年補導協力会(会長 木村 龍悦)が、町内小中学校へ防犯啓発用のティッシュを寄贈しました。
同会は、防犯啓発用看板の設置、学校の長期休暇期においてイオン藤崎店や各町内会での宵宮を巡回するなど、青少年の健全な育成環境を守るために活動しています。

生涯学習だより
ふれあいライフ

スポーツ安全保険に
加入しませんか?

- スポーツ安全保険とは、スポーツ・ボランテニア・文化活動など、幅広く行う社会教育活動(4名以上の団体を対象とした保険です)。
◆対象となる事故
団体活動中の事故、往復中の事故(自動車事故による賠償責任保険は適用外)
◆補償内容
傷害保険(通院、入院、後遺障害、死亡)、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険
◆加入受付期間
令和3年3月1日(月)~令和4年3月30日(水)
◆保険期間
令和3年4月1日午前0時~令和4年3月31日午後12時
◆掛金
1人年額800円~1万1000円
※年齢、活動内容などで異なります。詳しくはスポーツ安全協会ホームページ(<http://www.sportsanzen.org>)をご覧ください。

■お問合せ

スポーツ安全協会青森県支部
(公益財団法人 青森県スポーツ協会内)
青森市大字宮田字高瀬22-2
新青森県総合運動公園内
☎0171-71811136
※電話受付時間は平日午前9時~午後5時
(土、日、毎月第3火曜日を除く)

資料館あすか2月の企画展

青森県立郷土館連携展
「今純三と青森県の版画家たち展」

- ◆日時
開催中~2月14日(日)
午前9時~午後4時30分
◆休館日
2月1日(月)、2月8日(月)
◆入館料 無料
◆会場・お問合せ
常盤ふるさと資料館あすか
☎6514567

紫柳社

川柳

十二月例会入選作品抄
題「急ぐ」「はがき」
「鍋」「ネクタイ」

身を楽しみ変らぬ自筆賀状来る
コロナ罪なべ底景気年暮れる
魅了するネクタイ語るゼントルマン
清水 川魚
どう急いだか近道の脛の傷
丁寧な手紙ハガキで断られ
ワレ鍋にとじぶたそんな夫婦仲
田中さち子
父さんのハガキににじむ筆不精
意地がじゃま鍋囲んだ日に戻れぬ
給料日ネクタイゆるむ立ち飲屋

産室へ足早父となる顔で 野呂 文坊
赤紙のハガキ昭和の深き闇
良き夫婦鍋と杓文字のようなもの
最終便慌てて居酒屋席を立つ 木村 羊川
鍋の家族の愛がしみる麺
新妻はネクタイ直し送り出す
絵はがきよりスマホで送る旅の空 成田 波麻
先着の売出し妻は急ぎ足
母選ぶネクタイいきりり面接日

治療薬待てずに今日も逝く命
一枚の葉書がくれる笑みがある
成人式孫のネクタイ大騒ぎ
小笠原みなみ

第16回藤崎町社会福祉大会中止のお知らせ

2月19日に開催を予定していましたが「第16回藤崎町社会福祉大会」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止することになりました。

参加を予定していた皆さんには大変申し訳ありませんが、ご理解くださるようお願いいたします。

お問合せ 藤崎町社会福祉協議会 ☎65-2056

みんなで野球を楽しもう！

やわらかいボールとプラスチックのバットで野球をしてみませんか。初心者でも大丈夫です。お気軽にご参加ください。

※クラブチーム等に所属している人は参加できません。

日時 2月21日(日) 午前10時～正午

場所 町農業者トレーニングセンター

対象者 小学生の男女 (保護者の同伴があれば未就学児も可)

参加料 無料

申込方法 2月18日(木)までに電話にてお申込みください。

持ち物 中履き、飲み物、汗ひきタオル

申込・お問合せ 藤崎学童野球会代表 木村 僚 ☎090-1559015087

町民体育大会ペタング競技を開催します

第16回藤崎町民体育大会ペタング競技を開催します。

日時 2月20日(土) 開会式 午後1時15分

場所 スポーツプラザ藤崎

参加資格 小学生以上の町民

チーム編成 1チーム3名

原則として町内会単位 ※混合チームも可

試合方法 参加チーム数により、主催者が決定します。

申込締切 2月12日(金) ※開催要項・参加申込書はスポーツプラザ藤崎に備え付けられているほか、行政連絡員に送付しています。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止する場合がありますのでご了承ください。

申込・お問合せ スポーツプラザ藤崎 ☎75-13323

自動車税(種別割・環境性能割)の減免制度のお知らせ

令和元年10月から、自動車税は「自動車税種別割」、自動車取得税は「自動車税環境性能割」に名称が変更されました。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又はその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときは、申請により自動車税種別割・環境性能割の減免を受けることができます。

詳しくはお問合せください。

お問合せ 中南地域県民局県税部 納税管理課 ☎32-14341

○税務課固定資産税係 (軽自動車税(種別割)・環境性能割(種別割)) ☎88-18146

求職者支援訓練のお知らせ

求職者支援訓練とは、雇用保険を受給できない求職者の早期再就職を目指し、民間の訓練期

間が国の認定を受けて実施する職業訓練です。一定の要件を満たした方には、訓練期間中に職業訓練受講給付金が支給されます。

お問合せ パソコン基礎科 3月5日(金)～6月4日(金) 3月5日(金) 10時

場所 J.M.T.C 弘前教室 (弘前市御幸町8-10)

申込締切 2月5日(金)

パソコン事務基礎科

日時 3月22日(月)～7月21日(水)

場所 キャリアスクール・ソフトキャンパス弘前校 (弘前市土手町38番地スカイパークビル2階)

申込締切 2月24日(水)

共通事項

受講料 無料

※テキスト代などは自己負担。

申込方法 事前に弘前公共職業安定所で受講手続を済ませ、申込締切日までに各訓練施設へ受講申込書を提出してください。

申込・お問合せ 弘前公共職業安定所 ☎38-18609

〒03618172 弘前市大字南富田町5-1

相続登記に関する無料相談会を実施します

司法書士会では、毎年2月を「相続登記はあ済みですか月間」と定め、相続登記及び法定相続情報証明制度に関する無料相談会を実施します。

期間 2月中 ※土・日・祝日を除く

場所 県内の各司法書士事務所 ※事前予約が必要です。

内容 相続登記及び法定相続情報証明制度

費用 初回相談無料 ※2回目以降や具体的な手続きは有料です。

お問合せ 青森県司法書士会 ☎017177618398

女性のための女性司法書士による無料法律相談会(電話を実施します)

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が電話で相談に応じます。

法律家に相談しにくかったり、女性なら聞いてもらえると

お知らせ

1月24日(日)、硬式野球クラブチーム藤崎桜城リトルシニア(チーム会長 相馬 善英)の選手とその保護者たちが、北常盤駅駐輪場周辺や、一人暮らし高齢者世帯で除排雪ボランティアを行いました。今回、日頃の練習で町のグラウンドを使用していることへの感謝の気持ちを示したいという思いから、町社会福祉協議会にボランティアを申し出たとのこと。このほかにも、除排雪ボランティアには、町建設協会等多くの皆さんにご協力いただいています。



建設協会の除排雪の様子

話せる、と思っっている皆さん、ぜひこの機会をご利用ください。 日時 3月6日(土) 午前10時～午後4時 ◆電話番号 ☎017175210440 ※電話相談の際の通話料はご負担いただけます。 ※相談は無料ですが、具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。 お問合せ 青森県司法書士会 ☎017177618398

青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

青森県特定(産業別)最低賃金が、令和2年12月21日から次のとおり改定されました。

※詳しくは、青森県労働局ホームページ(https://site.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)をご覧ください。

※業務改善助成金等の活用や賃金引上げについては、青森働き方改革推進支援センター(☎0800-800-1830)にご相談ください。

お問合せ 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114

Table with 3 columns: 青森県特定(産業別)最低賃金, 改定内容(時間額), 改定前(時間額). Rows include 鉄鋼業, 電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具製造業, 各種商品小売業, 自動車小売業.

Table with 3 columns: 青森県最低賃金, 改定内容, 改定前. Row: 青森県最低賃金 ※令和2年10月3日改定, 793円, 790円.

(参考)

戸籍の窓 12月届出分

～お誕生おめでとうございます～

Table listing birth announcements with columns for school, name, and parent names. Includes entries like 小学校通り 渡辺 悠季(和真), 下町 竹嶋 千颯(龍馬), etc.

～お悔やみ申しあげます～

Table listing death announcements with columns for name, age, and family name. Includes entries like みつや 幸田 キミエ(89), 新町 白戸 テル(90), etc.

※この欄に載せたくない方は、届出の時に窓口に申し出てください。

町の人口と世帯数

Table showing population and household counts for December 31st current and previous month. Includes rows for 人口(男, 女), 合計, and 世帯.

2月の町税等の納期

納期限は3月1日(月)です

- 国民健康保険税 第8期
●介護保険料 第8期
●後期高齢者医療保険料 第8期

交通事故発生状況

Table showing traffic accident statistics for January 1st to December 31st current and previous year. Includes columns for 件数, 死者数, 傷者数 for 町内 and 県内.

今 純三と青森県の版画家たち展

1月15日～2月14日まで、常盤ふるさと資料館あすかで、「今純三と青森県の版画家たち展」が開催されています。

当展では、日本の銅版画家の先駆者でもあり、青森県の創作版画の祖として知られる今純三の作品を中心に、棟方末華、江渡益太郎など今純三の影響を受けその後、青森県や日本を代表する版画家たちの作品が展示されています。

資料館あすか所蔵作品の中から、町出身の版画家高木志朗、円平仁（旧常盤村生まれ）の今回初展示作品も紹介されています。

※展示期間等の詳細は、紙面22ページをご覧ください。



1日3食、野菜を食べよう!

ふじさキッチン

■お問合せ 福祉課健康係
☎88-8197

ブロッコリーと小エビのにんにく炒め



■材料(2人分)

ブロッコリー	1/2房(150g程度)
小エビ(乾燥)	3g
にんにく	ひとかけ
ごま油	大さじ1/2
顆粒和風だし	小さじ1
塩・こしょう	適量

■作り方

- ①ブロッコリーはよく洗い、つぼみの部分は小房に分け、茎の部分は厚めに皮をむいて2mm幅に切る。にんにくは薄切りにする。
- ②フライパンにごま油を中火で熱し、にんにくと小エビを入れて炒める。
- ③香りがたったらブロッコリーを加え、全体に油が回るようにさっと炒める。
- ④水50mlを加えて蓋をし、弱火で3分ほど蒸す。
- ⑤蓋をあげ、顆粒和風だしを加えて炒める。
- ⑥火を止め、塩こしょうで味を調える。

1人分の栄養価

エネルギー	65kcal
食塩相当量	0.8g

■ブロッコリーの栄養ポイント

- ★免疫を高め、がんを予防するビタミンCやβ-カロテン
- ★認知症を予防するイソチオシアネート
- ★妊婦さんにうれしい葉酸 胎児の正常な発育を助けます。妊娠前から積極的に摂取しましょう♪